

- 1 当事者のいずれか一方が、埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に居住する未成年の子を有しない夫婦の離婚および離婚給付に関する紛争
- 2 被相続財産が、埼玉県内に所在している場合の相続及び相続人または被相続人が埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に居住又は居住していた場合の相続に伴う遺産分割協議に関する紛争
- 3 埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県において発生した車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号）の交通による死傷又は物の損壊（以下「交通事故」という。）に起因する損害賠償に関する紛争のうち、物の損害（車両の損害等）又は加害車両が農耕作業用小型特殊車両（小型耕運機）や軽車両（自転車等）などの自動車賠償責任保険（共済）の対象外車種である場合の紛争（上記3分野について、内容が公序良俗に反する場合及び当事者双方が日本国民でない場合は取り扱わない）



